年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年3月まで

② 昭和55年4月から平成元年5月まで

国民年金保険料の免除申請については毎年行う必要があることは認識していたことから、申立期間についても、毎年免除申請を適切に行っていた。 免除を却下されたこと及び過年度納付書が自宅に届いたことは無いのに 未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理している申立人に係る国民年金被保険者記録をみると、前後5年間が免除承認期間であることが確認できる上、申立人の実家は小売店を経営しており、当時石油危機の影響もあって、実家が経営していた小売店は売るものが無かったので売上高は減少傾向であり、所得も低下していたとする申立人の主張は信憑性が高い。

一方、申立期間②について、A市役所が保存している申立人に係る国民年金被保険者名簿の昭和55年度、57年度及び58年度の納付記録欄には、申請免除が却下されたことを示す「申却」の押印が確認できる上、他の年度についても、免除を承認されたことを示す押印が無い。

また、同名簿の備考欄には「63.12.22TEL 催告口振すすめる」と記載されており、当時、同市役所は申立人に対し、未納期間が存在し口座振替を勧めたことが推認できるとともに、申立人については免除が承認されていない者として管理していたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人に対して過年度保険料を 納付するように催告する納付書が作成されており、自宅に納付書が届いたこ とは無いとする申立内容と矛盾する。

加えて、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 47 年4月から 50 年3月までの国民年金保険料については免除されてい たものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

今まで、夫は厚生年金保険の期間があるから年金が多いのだろうと思っていたが、年金の報道を見て私の年金も一度調べてみようと思って調べたところ1年間未納となっていた。

夫と一緒に納めていたはずなのに私の分だけが未納となっているのは おかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 8 月 26 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 43 年度以降 60 歳到達までの国民年金加入期間はすべて納付済みである。

また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳により、申立人とその夫の 国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 43 年度から申立期間以前の 47 年 度までの期間において、特例納付、追納及び過年度納付による納付期間は夫 婦とも同じであり同日で納付していることが確認できるとともに、申立期間 以降も納付日が確認できる期間は夫婦同日で納付していることが確認できる。

さらに、申立人が居住している地域は、社会保険事務所の納付組織団体の表彰資料から納付組織が存在していたことが確認でき、申立期間の前後の保険料は申立人とその夫とも現年度納付していることから、申立期間についても申立人は夫婦二人分を納付組織により納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

婦人会の集金により、毎回定期的に国民年金保険料を納めているのに、

1年間だけ未納ということは考えられない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金発足時から国民年金に加入し保険料納付を続けており、任意加入期間についても申立期間を除き保険料の未納はなく、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が居住している地域では、申立人の主張どおり、婦人会で 国民年金保険料を集金していたことが市役所職員及び住民の証言等から推認 でき、また、申立人が納付したとする申立期間の保険料は、当時の保険料額 とほぼ一致している。

加えて、申立期間の前後において、申立人の配偶者は同一事業所に継続して勤務しており、また、住居地に変更は無いなど、生活状況に大きな変化は無いものと考えられ、申立期間だけ保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年ころから 53 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年ころから53年10月まで

以前から年金受給者であった母親から勧められていたため、郵便局勤務 を辞めた翌年の昭和40年ころに国民年金に加入した。

加入後は、集金人または郵便局にて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、納付記録が昭和53年11月からとなっていた。

また、母親が亡くなったのは昭和54、55年ごろだが、保険料を納付した のは母親が亡くなる直前では無く、もっと前から納付しているはずなので、 記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月5日に払い出されていることが確認できる上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、この時点で申立期間の大部分である40年から51年9月までの保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、初めて被保険者となった日が昭和53年11月28日と記載されており、その当時は夫が国家公務員 共済組合の加入者であることから、申立人の資格は任意加入となるため、 遡 って加入することはできず、保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付は、集金人または郵便局において行ったと主張しているが、集金人に納付していた期間を特定することはできず保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家 計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

私は、平成3年5月に会社を退職した後、特別嘱託として勤務していたが、4年ごろに市役所より電話があり、私と妻の国民年金の加入種別の変更が未届けであり、保険料が未納になっているとの連絡があった。

後日、妻が私と自分の二人分の手続と未納保険料の一括納付を併せて市 役所で行った。

なぜ私の記録が無いのか、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続と保険料納付を行ったとする申立人の妻について、市で保管している国民年金被保険者名簿によると、平成3年5月24日付の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び4年4月1日付の国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続は4年6月1日にさかのぼって行い、その翌日に3年5月から4年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

しかし、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、市役所においても国民年金の加入記録が確認できない上、申立人は国民年金に係る年金手帳を持っていないとしていることから、申立人は国民年金に未加入であり保険料を納付することができなかったものと考えざるを得ない。

また、申立人の妻は当時の記憶が曖昧であり、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から同年 12 月までの期間及び 37 年1月から 41 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで

② 昭和37年1月から41年3月まで

昭和 36 年 12 月にA町役場にて異動証明書をもらい、37 年 1 月にB市のアパートに転居したことを届けた。

A町にいた時は、同居していた母親が大家のところのおばあさんに保険料を支払っていた。

B市に引っ越してからは、家賃、電気代、水道代及び年金保険料は、アパート1階の管理人が集金に来ており、保険料を納付していた。年 $1\sim2$ 回は管理人から押印された帳面を見せてもらっていた。

昭和 36 年にA町にて納付した保険料が、社会保険庁の記録では 41 年に納付したことになっており、36 年から 41 年の 5 年間の保険料が未納となっていることは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 4 月 20 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、この時点で申立期間①及び②の一部である 36 年 4 月から 38 年 12 月までの保険料は時効により納付することはできない。

また、社会保険事務所で保管している申立人の被保険者台帳には昭和 36 年度から 40 年度までの保険料納付状況欄には「0000」と押印されており、申立期間①及び②の保険料は未納であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人に係る改製原附票ではA町からB市への転出は昭和42年7月12日になっていることに対して、実際に転出したのは37年1月であると主張しており、B市が保管する国民年金被保険者台帳の旧名簿の保険料記録欄を見ると、41年度から45年度までは「12」の記載があり納付していることが確認できることに対して、36年度から40年度までは空欄であることから、申立人の主張する37年1月に転出したB市で納付したとする申立期間②の保険料は未納であることが確認できる。

加えて、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されており、かつ併せて保険料を納付したとする申立人の妻の保険料納付は、社会保険庁の被保険者記録では申立人と同月の昭和41年4月からとなっている。

その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

亡くなった父親から、20 歳になった時から結婚するまでの間、親が私の 保険料を役場に持参し納付してくれていたと聞いていた。しかし、申立期 間について、納付が記録されていないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与していないことから、申立 期間当時の国民年金への加入手続や保険料の納付金額を把握することができ ず、保険料の納付状況があいまいである。

また、申立人は、申立期間の保険料を申立人の親が役場に持参し納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた地区は、国民年金に加入していた被保険者の大半が自治会の集金により国民年金保険料を納付していたことが確認でき、申立人の主張を推認できる証言を得られない。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年3月まで

市役所の女性職員が、国民年金保険料を集金するため自宅を訪れ、母親が対応していたのを覚えている。母親が私の将来を心配して保険料を納付してくれたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和 45 年 5 月 14 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間に申立人に該当する記録は無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が 国民年金の被保険者資格を取得した日は、申立人が厚生年金保険の被保険者 資格を喪失した昭和42年2月1日と記載されていることから、当該手帳記号 番号は、申立人が加入手続を行い最初に付番された番号であると考えるのが 自然であり、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち43 年3月までの保険料は時効により納付することができず、また、43年4月か ら45年3月までの保険料は過年度納付となり、市役所では収納できないため、 市役所職員の集金で納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 45 年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年7月まで

昭和 45 年 7 月に、義母から、「今、未納期間の国民年金保険料をさかの ぼって納付すれば、将来満額の年金がもらえる。」と教えられた。その話 を聞いた私は、銀行で過去の期間の国民年金保険料を支払ったが、社会保 険庁の記録では、自分の納付記録が見当たらない。さかのぼって保険料を 納付したのに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 45 年 7 月は、 第1回特例納付が行われていた時期であるが、この当時、申立人の配偶者は 厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は、国民年金の任意加入被 保険者に該当し、制度上、特例納付を行うことができない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、資格取得日が国民年金手帳記号番号の払出日と同じ昭和 45 年8月8日と記載されている上、同年4月から7月までの検認欄には「納不要」のスタンプが捺印されていることから、当時、区役所の担当者は、申立人を国民年金の任意加入被保険者であることを把握していたものと考えられ、被保険者資格の無い期間の保険料を納付するための納付書を発行するとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を銀行で納付したと主張しているが、 申立期間の保険料を金融機関で納付するのには、少なくとも、現年度保険料 と特例納付を含む過年度保険料の納付書が必要となり、納付書を発行するた めに区役所又は社会保険事務所で手続を行う必要があるが、申立人はその手 続に関する記憶があいまいである。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から4年2月までの期間及び4年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から4年2月まで

② 平成4年4月から同年6月まで

平成5年6月ごろに母が市役所に加入手続に行き、22歳の分までさかのぼり一括して市役所の窓口で納付した。数か月して20歳からの未納分を納付するよう何回も書類が来た。父の会社では22歳まで扶養家族となれるが、そのことと国民年金に加入することとは無関係であると分かった母は、納付勧奨に応じ、20歳からの分を市役所の窓口で納付してくれた。

20歳からの国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年8月27日に払い出され、この 時点では、3年6月以前の保険料は時効により納付することはできない。

また、納付済みとなっている平成4年3月分及び4年7月から5年3月までの分については、市役所の電算化した納付記録により、平成6年度以降に納付したことが確認できる上、社会保険事務所には、4年3月分については6年4月21日に、4年7月から5年3月までの分については6年8月8日に、それぞれ金融機関で納付したことを証する領収済通知書が保管されており、申立人の母が加入手続の数か月後に納付したのは、これらの期間の分であると考えるのが自然である。

さらに、市役所では過年度分の保険料を収納しておらず、20 歳からの分を 市役所の窓口で納付したとの主張とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

私は、事業所を退職後、平成7年4月18日に厚生年金保険から国民年金への切替手続のためA社会保険事務所に出向き、昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料を同事務所で納付した。2か月間の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続のため、平成7年4月 18 日にA社会保険事務所に出向き、昭和60年2月及び同年3月の国民年金 保険料を納付したと主張している。

しかしながら、平成7年の時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、厚生年金保険から国民年金への切替手続は、申請者の住所地の市区町村窓口で取り扱うことになっており、当時、B町に居住していた申立人が、A社会保険事務所で切替手続を行ったとの主張は不自然である。

さらに、申立人自身も、当時の住所地であるB町役場で申立期間の保険料を納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月16日から45年12月30日まで 私は、脱退手当金裁定請求書を確認したが、自筆によるものではなく、 印影もはっきりしていない。結婚後、名前も住所も変わり、社会保険事務 所で受給したことになっているが、社会保険事務所の場所も知らない。脱 退手当金に係る期間を厚生年金保険に加算してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所保管の脱退手当金裁定請求書は自筆によるものではなく、結婚後は氏名も住所も変わっており、脱退手当金を請求していないと主張しているが、脱退手当金裁定請求書における提出日、請求者の氏名、住所に関する記載及び事業所の名称、所在地の印影並びに申立人の戸籍から、申立人の婚姻前に脱退手当金の請求が行われたことが確認できる。

また、申立人の主張及び戸籍の附票により、申立人の実家がA市にあったこと及び脱退手当金計算書により、脱退手当金が同市に所在したB銀行A支店に送金されていたことがそれぞれ確認できることから、申立人あるいはその家族が同支店で脱退手当金を受給したものと推認される。

さらに、被保険者名簿には申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示があり、記載されている標準報酬月額による支給金額は、計算上の誤りはなく、社会保険庁のオンライン記録と一致する上、同オンライン記録では脱退手当金の請求に伴い厚生年金保険被保険者記号番号の重複整理の手続がとられている。

加えて、申立人から聴取してもほかに脱退手当金を受給していないことを うかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年から34年8月まで

私は、昭和31年ころからA協同組合に勤務していた。仕事の内容は、米や肥料の販売をしていた。当時の同僚で厚生年金保険の記録がある者もいるので、私の記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA協同組合に勤務していたことは推認される。しかし、社会保険事務所に保管されている同協同組合の健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立人の氏名を確認することはできないほか、健康保険の整理番号に欠番はないことが確認できる。

また、A協同組合は昭和34年1月1日に厚生年金保険からB共済組合に移管されているが、同日付けの組合員資格取得届の厚生年金通算期間の記載欄をみると、資格取得者の15名のうち8名(申立人を含む。)は記載されておらず、この8名は同日に初めて同協同組合において年金制度に加入したものと推測され、従業員の全てが入社と同時に厚生年金保険に加入していたわけではないことが見受けられる。

さらに、A協同組合に係る年金記録はB共済組合に移管されたことにより、同協同組合は、昭和34年1月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、34年1月1日から同年8月30日までの期間については、申立人は同共済組合に加入していた記録が記載された書類が保存されており、厚生年金保険には加入していなかったことが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月28日から同年3月1日まで 厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、 申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

A社B工場には昭和52年2月28日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和52年2月28日であることが確認でき、企業年金連合会が管理している同社に係る厚生年金基金加入員台帳により、申立人の厚生年金基金の資格喪失日も同年2月28日であることが確認できる。

また、職業安定所が管理している同社に係る雇用保険の記録により、申立人の離職日は昭和52年2月27日であることから、月末日での退職ではないことが確認できる上、社会保険の制度上では退職日の翌日が資格喪失日となることから、両記録は一致しており不自然な点は見られない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月4日から41年4月21日まで 昭和44年11月に脱退手当金を支給した記録となっているが、この時 期はA県にある夫の実家におり、同年12月に長男を出産していること から、脱退手当金を受給することは絶対にない。会社を退職してから随 分期間が経っており、脱退手当金の支給記録は誤りである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、当該裁定請求書には申立人の氏名及び申立人の実家の住所が記載され、捺印がある上、当該裁定請求書は昭和44年9月22日に申立人の実家を管轄する社会保険事務所に提出されたことが認められる。

また、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

さらに、申立人の脱退手当金について、受付日から約1か月半後の昭和44年11月7日に支給されていることが認められ、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。